

異動があったときに必要な手続

異動の内容		種別の変更	届出先と必要なもの
就職	自分が就職	1号→2号	勤務先
	配偶者が就職	1号→3号	配偶者の勤務先
退職	自分が退職	2号→1号	市役所・分庁舎年金担当窓口 ・年金手帳または基礎年金番号通知書、 ・退職日のわかる書類（資格喪失証明書等）
	退職し、 <u>配偶者（2号に限る）の被扶養者となる</u>	2号→3号	配偶者の勤務先
	自分（3号）を扶養していた配偶者（2号）の退職	3号→1号	市役所・分庁舎年金担当窓口 ・年金手帳または基礎年金番号通知書、 ・退職日のわかる書類（資格喪失証明書等）
結婚	<u>配偶者（2号に限る）の被扶養者となる</u>	1号→3号	配偶者の勤務先
	1号被保険者の氏名変更（※）	なし	住民登録のある市町村
	2・3号被保険者の氏名変更	なし	勤務先
転居	1号被保険者の人が転居（※）	なし	住民登録のある市町村
	2・3号被保険者の人が転居	なし	勤務先
	年金受給者が転居（※）	なし	新住所地の年金担当窓口又は年金事務所

（※）手続きは原則不要です。